

議案第32号

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年6月7日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を令和4年度も継続するにあたり、所要の改正が必要なため提案する。

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。